



社会福祉法人 雅福社会 みやび認定こども園

〈 一時保育とは・・・ 〉

保護者のパート就労や傷病、出産、冠婚葬祭により一時的に家庭保育が困難な場合に保育する制度です。

☆利用できる児童とサービスの内容☆

那覇市にお住いの生後4ヵ月頃から就学前の児童で、家庭の事情により次のサービスが受けられます。また、市外にお住いの方でも特に必要と認められた場合はご利用できます。

非定期的保育・私的保育サービス・・・週1回～3回まで利用できます。

保護者の労働・就業訓練・就学・通院などによる利用。または、保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担感の解消（リフレッシュ）を目的とする利用など。

緊急保育サービス・・・園長が認める期間利用できます。

保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭などやむを得ない事由により、緊急または一時的に保育を必要とする児童の利用。

☆保育時間☆

月曜日～金曜日（原則として平日のみ利用） 午前9時00分から午後5時00分
 ※土曜日・日曜日・祝祭日・慰霊の日、年末年始はお休みです。

☆保育料金（一日）☆

3歳未満児・・・2,000円 3歳以上児・・・1,800円



☆申し込み方法☆

利用する一週間前までに電話連絡のうえ園にお越しください。
 保育利用についての諸説明をさせて頂いてから所定の申請書に記入、提出をお願いします。（緊急時の場合は前日でも可能です。）

- ※一日の利用人数によっては利用を制限させて頂く場合があります。
- ※申し込みの内容が変わる時には、すぐにこども園に連絡してください。
- ※保育利用日の児童の体調を保育士にお知らせください。



☆申し込みの際必要な添付書類☆

- ① 児童の健康診断（緊急の場合は後日でもよい）
- ② 健康保険証のコピー（住所記載欄も）
- ③ 保護者の就労による場合は、勤務証明書または自営業証明書な等
- ④ 保護者の就学等による場合は通学証明書
- ⑤ 保護者の傷病等で入院による場合は診断書
- ⑥ 保護者が家族の看護及び介護等による場合は診断書
- ⑦ 保護者の出産による利用の場合は親子健康手帳のコピー
- ⑧ 必要に応じて理由等が明らかに出来る書類

